

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財閥第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1章 入出港関係 第1節から第5節まで (省略)	第1章 入出港関係 第1節から第5節まで (同左)
<u>第6節 船舶等の資格変更手続</u> <u>(船舶又は航空機の資格の変更)</u>	
6-1 船長又は機長が、システムを使用して船舶・航空機資格変更届の提出を行う場合は、「船舶・航空機資格変更届」業務を利用して船舶又は航空機の国籍、種類等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うこととする。	(新規)
(資格変更届の審査) 6-2 船長又は機長が、前項の規定により資格変更届の提出を行った場合の処理は、次のとおりである。	(新規)
(1) 船舶の場合 船長に対しては「船舶資格変更届控情報」が配信される。 資格変更届の提出先の税関官署の監視担当部門（「監視担当部門」という。以下この項において同じ。）は、当該届出について確認を行うものとする。資格の変更を認めた場合には、船長に「船舶資格証書情報」が配信されるので、「船舶資格証書」（別紙様式M-108号）を出力することができる。	
(2) 航空機の場合 機長に対しては「航空機資格変更届控情報」が配信される。	

改正後	改正前
<p><u>資格変更届の提出先の監視担当部門は、当該届出について確認を行うものとする。資格の変更を認めた場合には、機長に「航空機資格証書情報」が配信されるので、「航空機資格証書」(別紙様式M-109号)を出力することができる。</u></p>	
<p>(船舶又は航空機の資格届の内容訂正等)</p>	
<p><u>6-3 上記6-1で行った船舶・航空機資格変更届の内容訂正及び取消しを行う場合は、「船舶・航空機資格変更届審査終了」業務が終了する前に限り、「船舶・航空機資格変更届呼出し」業務により訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することを求めるものとする。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>第7節 内国貨物運送申告</u> (内国貨物運送申告)</p>	<p><u>第6節 内国貨物運送申告</u> (内国貨物運送申告)</p>
<p><u>7-1 内国貨物運送申告を行う者(以下この節において「申告者」という。)が、システムを使用して内国貨物運送申告を行う場合は、申告者に対し、「内国貨物運送申告」業務を利用して船舶の名称又は航空機の便名、運送貨物の品名、運送先等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</u></p>	<p><u>6-1 内国貨物運送申告を行う者(以下この節において「申告者」という。)が、システムを使用して内国貨物運送申告を行う場合は、申告者に対し、「内国貨物運送申告」業務を利用して船舶の名称又は航空機の便名、運送貨物の品名、運送先等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</u></p>
<p>(審査区分選定)</p>	
<p><u>7-2 内国貨物運送申告がシステムにより受理されたときは、システムにおいて審査区分の選定処理が行われ、審査区分ごとの処理は、次によるものとする。</u></p>	<p><u>6-2 内国貨物運送申告がシステムにより受理されたときは、システムにおいて審査区分の選定処理が行われ、審査区分ごとの処理は、次によるものとする。</u></p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) 審査区分が書類審査扱い(区分2)となった場合は、申告者に「内</p>	

改正後	改正前
<p>国貨物運送申告控情報」が配信されるので、申告者に対し、当該申告控情報を「内国貨物運送申告控情報」（別紙様式M－104号）として出力し、当該申告控を関係書類とともに内国貨物運送申告の提出先の税関官署の監視担当部門（「監視担当部門」という。<u>7－7</u>を除きこの節において同じ）に提出することを求めるものとする。</p>	<p>国貨物運送申告控情報」が配信されるので、申告者に対し、当該申告控情報を「内国貨物運送申告控情報」（別紙様式M－104号）として出力し、当該申告控を関係書類とともに内国貨物運送申告の提出先の税関官署の監視担当部門（「監視担当部門」という。<u>6－7</u>を除きこの節において同じ）に提出することを求めるものとする。</p>
<p>監視担当部門は、審査終了の登録を行うことにより、内国貨物運送を承認するものとする。</p>	<p>監視担当部門は、審査終了の登録を行うことにより、内国貨物運送を承認するものとする。</p>
<p>なお、発送確認又は施封が必要なものについては、監視担当部門は、「要確認」又は「要施封」の旨をシステムに入力し、送信する。</p>	<p>なお、発送確認又は施封が必要なものについては、監視担当部門は、「要確認」又は「要施封」の旨をシステムに入力し、送信する。</p>
<p>運送が承認された場合は、申告者に「内国貨物運送承認通知情報」が配信される。</p>	<p>運送が承認された場合は、申告者に「内国貨物運送承認通知情報」が配信される。</p>
<p>（内国貨物運送承認前における内国貨物運送申告の訂正等）</p>	<p>（内国貨物運送承認前における内国貨物運送申告の訂正等）</p>
<p><u>7－3</u> 申告者が、この節<u>7－1</u>の規定により行われた内国貨物運送申告後、承認前に当該申告事項の訂正又は撤回を行う場合には、申告者に対し、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。</p>	<p><u>6－3</u> 申告者が、この節<u>6－1</u>の規定により行われた内国貨物運送申告後、承認前に当該申告事項の訂正又は撤回を行う場合には、申告者に対し、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。</p>
<p>（1）から（3）まで</p>	<p>（1）から（3）まで</p>
<p>（省 略）</p>	<p>（同 左）</p>
<p>（内国貨物運送承認後における内国貨物運送承認の訂正等）</p>	<p>（内国貨物運送承認後における内国貨物運送承認の訂正等）</p>
<p><u>7－4</u> 申告者が、この節<u>7－1</u>の規定により行われた内国貨物運送申告に係る承認後に、当該承認事項の訂正又は取消しを行う場合には、申告者に対し、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。</p>	<p><u>6－4</u> 申告者が、この節<u>6－1</u>の規定により行われた内国貨物運送申告に係る承認後に、当該承認事項の訂正又は取消しを行う場合には、申告者に対し、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。</p>
<p>（1）から（3）まで</p>	<p>（1）から（3）まで</p>

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
(内国貨物運送承認後における運送期間の延長)	(内国貨物運送承認後における運送期間の延長)
<p><u>7－5</u> 申告者が、この節<u>7－1</u>の規定により行われた内国貨物運送申告に係る承認後に、当該運送期間の延長を行いたいとする場合には運送期間内に限り、申告者に対し、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) から (2) まで</p>	<p><u>6－5</u> 申告者が、この節<u>6－1</u>の規定により行われた内国貨物運送申告に係る承認後に、当該運送期間の延長を行いたいとする場合には運送期間内に限り、申告者に対し、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) から (2) まで</p>
(省 略)	(同 左)
(発送手続)	(発送手続)
<p><u>7－6</u> システムにより内国貨物運送の承認を受けた貨物を発送する場合は、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) から (2) まで</p>	<p><u>6－6</u> システムにより内国貨物運送の承認を受けた貨物を発送する場合は、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) から (2) まで</p>
(省 略)	(同 左)
(到着確認)	(到着確認)
<p><u>7－7</u> システムにより内国貨物運送の到着確認を行う場合は、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) から (3) まで</p>	<p><u>6－7</u> システムにより内国貨物運送の到着確認を行う場合は、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) から (3) まで</p>
(省 略)	(同 左)
<p><u>第8節 船舶の不開港出入許可</u></p>	<p><u>第7節 船舶の不開港出入許可</u></p>
(不開港出入許可申請)	(不開港出入許可申請)
<p><u>8－1</u> 外国貿易船の船長がシステムを使用して不開港への出入の許可の申請を行う場合は、船長に対し、「不開港出入許可申請」業務を利用して</p>	<p><u>7－1</u> 外国貿易船の船長がシステムを使用して不開港への出入の許可の申請を行う場合は、船長に対し、「不開港出入許可申請」業務を利用して</p>

改正後	改正前
<p>不開港の名称、出入しようとする船舶の名称、国籍、純トン数等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p>	<p>不開港の名称、出入しようとする船舶の名称、国籍、純トン数等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p>
<p>この場合において、船長に対して「不開港出入許可申請控情報」が配信される。</p>	<p>この場合において、船長に対して「不開港出入許可申請控情報」が配信される。</p>
<p>なお、特殊船舶の船長がシステムを使用して不開港への出入の報告を行う場合は、外国貿易船の出入手続に準じ、処理することとする。</p>	<p>なお、特殊船舶の船長がシステムを使用して不開港への出入の報告を行う場合は、外国貿易船の出入手続に準じ、処理することとする。</p>
<p>(不開港出入許可手数料の納付)</p> <p><u>8－2</u> 外国貿易船の船長が不開港出入許可手数料を納付しようとする場合は、船長に対し、納付方法に応じて下記のとおり納付することを求めるものとする。</p> <p>(1) から (3) まで</p> <p>(省 略)</p>	<p>(不開港出入許可手数料の納付)</p> <p><u>7－2</u> 外国貿易船の船長が不開港出入許可手数料を納付しようとする場合は、船長に対し、納付方法に応じて下記のとおり納付することを求めるものとする。</p> <p>(1) から (3) まで</p> <p>(同 左)</p>
<p>(不開港出入許可手数料免除申請)</p> <p><u>8－3</u> 外国貿易船の船長が、システムを使用して船舶の不開港出入許可手数料免除申請を行おうとする場合は、船長に対し、不開港出入許可申請に併せて、不開港出入許可手数料の免除を申請する旨を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p>	<p>(不開港出入許可手数料免除申請)</p> <p><u>7－3</u> 外国貿易船の船長が、システムを使用して船舶の不開港出入許可手数料免除申請を行おうとする場合は、船長に対し、不開港出入許可申請に併せて、不開港出入許可手数料の免除を申請する旨を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p>
<p>(不開港出入許可申請の訂正等)</p> <p><u>8－4</u> 外国貿易船の船長が、この節<u>8－1</u>の規定により行われた不開港への出入許可の申請後、不開港出入許可手数料の納付前において当該申請事項の訂正又は撤回を行う場合は、船長に対し、「N A C C S 登録情報変更願」により撤回を申し出る旨をシステムに入力、送信することにより行う</p>	<p>(不開港出入許可申請の訂正等)</p> <p><u>7－4</u> 外国貿易船の船長が、この節<u>7－1</u>の規定により行われた不開港への出入許可の申請後、不開港出入許可手数料の納付前において当該申請事項の訂正又は撤回を行う場合は、船長に対し、「N A C C S 登録情報変更願」により撤回を申し出る旨をシステムに入力、送信することにより行う</p>

改正後	改正前
<p>ことを求めるものとする。監視担当部門において、撤回を認めた場合には、当該申請を撤回する旨をシステムに入力し、送信するものとする。</p>	<p>ことを求めるものとする。監視担当部門において、撤回を認めた場合には、当該申請を撤回する旨をシステムに入力し、送信するものとする。</p>
<p>また、当該「N A C C S 登録情報変更願」について書面による提出が行われた場合には、「不開港出入許可申請控情報」を添付することを求ることとする。</p>	<p>また、当該「N A C C S 登録情報変更願」について書面による提出が行われた場合には、「不開港出入許可申請控情報」を添付することを求ることとする。</p>
<p>なお、申請者が、改めて申請しようとするときは、この節<u>8－1</u>の規定による。</p>	<p>なお、申請者が、改めて申請しようとするときは、この節<u>7－1</u>の規定による。</p>
<p>第2章から第3章まで (省 略)</p>	<p>第2章から第3章まで (同 左)</p>
<p>第4章 輸出通関関係 第1節から第13節まで (省 略)</p>	<p>第4章 輸出通関関係 第1節から第13節まで (同 左)</p>
<p>第14節 別送品輸出申告 14－1から14－8まで (省 略)</p>	<p>第14節 別送品輸出申告 14－1から14－8まで (同 左)</p>
<p>(別送品輸出許可内容変更申請控情報等の提出) 14－9 前項（2）の規定により通関業者等に「別送品輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該配信された情報の別送品輸出許可内容の訂正に係る添付書類等に、訂正登録後の別送品輸出申告番号等を付記して、別送品輸出許可内容変更申請の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、当該申請控情報に表示されている別送担当部門に提出するよう</p>	<p>(別送品輸出許可内容変更申請控情報等の提出) 14－9 前項（2）の規定により通関業者等に「別送品輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該配信された情報の別送品輸出許可内容の訂正に係る添付書類等に、訂正登録後の別送品輸出申告番号等を付記して、別送品輸出許可内容変更申請の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、当該申請控情報に表示されている別送担当部門に提出するよう</p>

改正後	改正前
<p>求めるものとする。</p> <p><u>なお、積込港及び船名に係る変更であって、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった場合に限り、添付書類等の提出を省略できるものとする。</u></p> <p><u>この場合において、通関業者等は「別送品輸出許可内容変更申請控情報」に表示されている別送品輸出申告番号等を当該添付書類等に付記することとする。</u></p>	<p>求めるものとする。</p>
14-10 (省略)	14-10 (同左)
第5章から第8章まで (省略)	第5章から第8章まで (同左)
別紙1から別紙4まで (省略)	別紙1から別紙4まで (同左)

改正後		改正前																					
(別表) 汎用申請対象手続一覧 【監視関係】		(別表) 汎用申請対象手続一覧 【監視関係】																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続名称</th><th>根拠法令等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省)</td><td>略)</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr> <tr> <td>(省)</td><td>略)</td></tr> </tbody> </table>		手続名称	根拠法令等	(省)	略)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(省)	略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続名称</th><th>根拠法令等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同)</td><td>左)</td></tr> <tr> <td><u>船舶／航空機資格変更届出</u> <u>(外国貿易船等以外の船舶又は航空機)</u></td><td><u>関税法第25条</u> <u>関令第23条第1項</u> <u>関基第25-1(1)</u></td></tr> <tr> <td><u>船舶／航空機資格変更届出</u> <u>(外国貿易船等)</u></td><td><u>関税法第25条</u> <u>関令第23条第1項</u> <u>関基第25-1(1)</u></td></tr> <tr> <td>(同)</td><td>左)</td></tr> </tbody> </table>		手続名称	根拠法令等	(同)	左)	<u>船舶／航空機資格変更届出</u> <u>(外国貿易船等以外の船舶又は航空機)</u>	<u>関税法第25条</u> <u>関令第23条第1項</u> <u>関基第25-1(1)</u>	<u>船舶／航空機資格変更届出</u> <u>(外国貿易船等)</u>	<u>関税法第25条</u> <u>関令第23条第1項</u> <u>関基第25-1(1)</u>	(同)	左)
手続名称	根拠法令等																						
(省)	略)																						
(削除)	(削除)																						
(削除)	(削除)																						
(省)	略)																						
手続名称	根拠法令等																						
(同)	左)																						
<u>船舶／航空機資格変更届出</u> <u>(外国貿易船等以外の船舶又は航空機)</u>	<u>関税法第25条</u> <u>関令第23条第1項</u> <u>関基第25-1(1)</u>																						
<u>船舶／航空機資格変更届出</u> <u>(外国貿易船等)</u>	<u>関税法第25条</u> <u>関令第23条第1項</u> <u>関基第25-1(1)</u>																						
(同)	左)																						
別紙様式M-100号から別紙様式M-107号まで (省 略)		別紙様式M-100号から別紙様式M-107号まで (同 左)																					

改正後

船舶資格証書	
届出年月日	/ /
届出受理番号	
社内整理番号	
名称	-
国籍	-
種類	
所有者名	
総トン数 (自重)	
純トン数	
残存油 1	-
	残存油 2
	-
交付年月日	年 月 日
税関官署名	
税関通信欄	

改正前

(新規)

改正後

改正前

別紙様式M-109号	
航空機資格証書	
届出年月日	/ /
届出受理番号	
社内整理番号	
登録記号	
国籍	-
種類	
所有者名	
総トン数（自重）	
残存油 1	-
	-
	-
交付年月日	年 月 日
税関官署名	
税関通信欄	

(新規)

改正後	改正前
別紙様式M－200号から別紙様式M－700号まで (省略)	別紙様式M－200号から別紙様式M－700号まで (同左)